

機械等の回収・改善命令制度等に関する論点について

1 論点 1 国による機械等の回収・改善命令（要請）のあり方についてどう考えるか。

1-1 D-1 の機械等について

○D-1 の機械等について、行政指導により回収・改善要請を行った数も多いが、機械等の設計・製造段階に取られるべき基本的な安全対策が施されずに譲渡・提供されている現状についてどう考えるか。（例えば、メーカーに対する規制内容の周知などの措置は必要か。）

○D-1 の機械等について、回収・改善が進んでいない事例も多いが、これについてどう考えるか。

○D-1 の機械等について、その他の留意事項はないか。

1-2 D-2 の機械等について

（D-2 の機械等については、機械等の譲渡者に対する義務付けがなく、現行の法令上は、回収・改善命令の範囲に含めることが困難と考えられる。）

○D-2 の機械等について、回収・改善要請の行政指導件数は少数であるが、機械等の欠陥が譲渡者等（製造者又は輸入者）の責に帰すべきものである場合は、回収・改善要請をより積極的に行う必要はないか。

○D-2 の機械等の使用段階での安全確保について、今後さらに考慮すべき留意事項はないか。

1-3 E の機械等について

（E の機械等については、法令違反がなく、法令による回収・改善命令の範囲に含めることは困難であると考えられる。）

○E の機械等について、回収・改善要請の実績はないが、法令違反がなくても重大な労働災害が発生し、機械等の欠陥が譲渡者等（製造者又は輸入者）の責に帰すべきものである場合は、行政指導により回収・改善要請を行うことについてどう考えるか。

○E の機械等について、機械等の欠陥の判定について、どのような方法が考えられるか。（例えば、行政のみで判断するのではなく、機械安全の専門家に意見を聞くなど）

○E の機械等の使用段階での安全確保について、今後さらに考慮すべき留意事項はないか。

2 論点2 回収・改善を促進させるための方策のあり方についてどう考えるか。

2-1 国による回収・改善を促進させる方策について

- 回収・改善が進んでいない機械名、メーカー名、回収・改善方法等を公表することについて、どう考えるか。
- 消費生活者用製品安全法では、重大製品事故について、メーカーから国に報告義務があり、国に公表義務がかけられている。（原則として全て公表）
一方、産業機械は、労働災害や法違反があった場合、それが直ちに機械メーカーの責任とは言い切れない場合があるが、これをどう考えるか。（例えば、流通段階における改造、ユーザーによる改造、ユーザーによるオーダーメイド等）
また、メーカーが、全てユーザーを把握しており、公表しなくても迅速に回収・改善できる場合もあるが、これをどう考えるか。
- 流通段階で、譲渡先が不明となる場合、国は譲渡者（流通業者）にも情報提供を要請することについて、どう考えるか。
- 回収・改善費用の負担は、誰が行うべきか。（ユーザーに費用負担を求める場合、回収・改善が進まない傾向がある。）
- 国による回収・改善を促進させる方策について、その他留意事項はないか。

3 その他

3-1 欠陥のある機械等の流通を防止するための方策について

- 欠陥のある機械等の流通を減らすために、設計・製造段階のリスクアセスメントについて、現在、行政通達である「機械の包括安全指針」でその普及に努めているが、この一層の推進が必要ではないか。
- その他、設計・製造段階のリスクアセスメントを促進するための方策は考えられないか。（例えば、関連 JIS 規格等の推奨など）
- その他、留意事項はないか。

以上